# 朝来市手話言語条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に使用し、伝承してきた手話が障害者基本法(昭和45年法律第84号)により言語として位置付けられたにもかかわらず、その意義が十分に認識されていないこと及び手話を使用できる環境が整えられていないことを踏まえ、手話が音声言語とは異なる言語であるとの認識に基づき、手話への理解、手話の普及及び手話を使いやすい環境の整備について、総合的かつ計画的に施策を推進し、市民がお互いの尊厳を大切にして安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### 【解説】

本条例の目的を定めています。

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、心豊かな社会生活を営むため、手話を必要な言語として大切に育んできました。

しかし、これまで手話は言語として認められず、手話を使用できる環境が整えられて こなかったため、ろう者は、不自由を強いられてきたという歴史があります。

こうした中、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されました。日本においては、平成23年に障害者基本法(昭和45年法律第84号)が改正され、「全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」として、手話が言語として位置付けられました。しかし、いまだ手話に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解と普及を促進し、手話を使いやすい環境の整備を図るため、必要な施策を推進し、市民がお互いに尊重し合い、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

#### (基本理念)

- 第2条 ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利 は尊重されなければならない。
- 2 ろう者が自立した日常生活を営み、地域において社会参加し、全ての市民が互いに 人格及び個性を尊重し合いながら、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指す ものとする。

#### 【解説】

本条例の基本理念を定めています。

ろう者の手話による円滑なコミュニケーションを図る権利が尊重されるとともに、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らせる地域社会の実現を目指すこととしています。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話の普及及び利用の促進に関する施策を推進するものとする。

## 【解説】

市の責務を定めています。

市は基本理念にのっとり、ろう者が生活のあらゆる場面で手話を円滑に使えるように、 手話の普及と利用に関する施策を推進するものです。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

## 【解説】

市民の役割を定めています。

市民は、基本理念の理解を深め、手話の普及と利用について市が推進する施策に協力するよう努めるものとしています。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して 市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話を必要とする者が利用しやす いサービスの提供及び働きやすい環境づくりをするように努めるものとする。

## 【解説】

事業者の役割を定めています。

事業者は、基本理念の理解を深め、市の推進する施策に協力し、手話を必要とする者に対し、利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境づくりなど、必要な措置を講じるとともに合理的配慮に努めるものとしています。

## (施策の推進)

- 第6条 市は、第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推 進するものとする。
  - (1) 手話への理解の促進及びその普及のための施策
  - (2) 手話による意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策
  - (3) 手話の習得及び学習の支援等手話を使いやすい環境の整備に関する施策
  - (4) 手話通訳者等ろう者の意思疎通を支援する者(以下「手話通訳者等」という。) の確保、養成及び処遇等に関する施策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者等その他関係 者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ず るものとする。

#### 【解説】

施策の推進について定めています。

市は、ろう者をはじめとする聴覚障害者及び全ての市民に対し、上記各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとしています。

また、市は、施策の推進に当たり、ろう者や手話通訳者等と協議の場を設ける等、意見を反映するための措置を講ずるものとします。

#### (学校等における理解の促進)

第7条 市は、学校等において、園児、児童及び生徒に対し、基本理念にのっとり、 手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解 の促進に努めるものとする。

## 【解説】

学校等における手話への理解の促進を定めています。

手話への理解を広げるためには、学校等における取組が不可欠であり、市内の小中学校及び保育園やこども園において、手話に接し、親しむ機会の提供等に努めることとしています。

### (財政措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

#### 【解説】

手話の施策を推進するに当たり、一定の財政措置が必要になることから、この条項を 設けています。 (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

# 【解説】

この条例に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定められるようこの 条項を設けています。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 【解説】

この条例の施行期日を定めるものです。